

## 文化の薫り高いかごしま形成事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、本県の多様な文化芸術を継続・充実・発展させるため、予算の定めるところにより、鑑賞機会の提供、人材育成、次世代への活動継承等に取り組む文化芸術団体等に対し予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (助成事業者)

第2条 助成の対象者（以下「助成事業者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす団体又は個人、若しくは知事が本県の文化芸術の振興等に寄与すると特に認める団体又は個人とする。

#### (1) 団体

- ① 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有し、文化芸術に関する活動又は事業を行っている団体であること。
- ② 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- ③ 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- ④ 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- ⑤ 県税に未納がないこと。

#### (2) 個人

- ① 県内在住者又は本県出身の県外在住者で文化芸術に関する活動を行っていること。
- ② 当該年度内に事業が完遂できると認められること。
- ③ 県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体は助成の対象外とする。

### (助成対象経費及び助成率)

第3条 助成金の交付の事業区分、対象経費（以下「助成対象経費」という。）及びこれに対する助成金額並びに事業区分ごとの助成事業者は、別表1のとおりとする。

### (助成金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式別紙1）
- (2) 収支予算書（別記第1号様式別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 4 助成事業者は、第1項の補助金等交付申請書を提出するに当たって、当該助成金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を当該助成対象事業の助成対象経費から減額して提出しなければならない。

（助成金の交付の条件）

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 助成事業者が、前号の財産について、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (3) 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

（助成事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の助成事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業費の30パーセントを超える増減
  - (2) 交付決定額の20パーセントを超える減額
  - (3) 助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第3号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 事業変更計画書（別記第3号様式別紙1）
  - (2) 変更収支予算書（別記第3号様式別紙2）
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別

記第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、助成事業者に対して、事業遂行の状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績報告書(別記第6号様式別紙1)

(2) 収支精算書(別記第6号様式別紙2)

(3) 証拠帳票類の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(助成金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、助成金交付確定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(助成金の交付)

第12条 この助成金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第8号様式のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表第1から別表第6までに掲げる減価償却資産で規則第21条第1号に掲げる財産以外のものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第14条 助成事業者は、補助助成金の交付後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額を別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(成果状況報告書)

第15条 助成事業者は、第4条第2項の規定により提出した3か年の事業計画書に基づき、助成事業終了後も目標達成に努めるものとする。

- 2 助成事業者は、前項の事業計画期間において、知事から求められた場合には、当該助成事業の目標達成状況を成果状況報告書（別記第10号様式）により報告しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月18日から施行する。

別表1（第3条関係）

事業区分	助成対象経費	助成金額	助成事業者
①鑑賞機会提供支援	文化芸術に触れる機会の少ない地域において，文化芸術の鑑賞機会を提供する取組，又は，子どもたちの文化芸術活動や鑑賞機会の充実に向けた取組を行うために直接必要な経費で別表2に掲げるもの。	助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切捨て）で，50万円を上限とする。	団体及び個人
②活動継承支援	活動員の減少や高齢化が進む文化芸術団体が，活動継承を図る取組を行うために直接必要な経費で別表2に掲げるもの。	助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切捨て）で，30万円を上限とする。	団体
③観光，まちづくり等との連携支援	観光，まちづくりと連携した文化芸術の振興に寄与する活動のうち，新規性及び集客効果等が見込まれる取組を行うために直接必要な経費で別表2に掲げるもの。	助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切捨て）で，50万円を上限とする。	団体
④人材育成支援（国内外で活躍する人材の育成）	コンテストや講習会の開催等により，県内で文化芸術活動を行う人材を，国内外で活躍する人材へと育成するための取組を行うために直接必要な経費で別表2に掲げるもの。	助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切捨て）で，50万円を上限とする。	団体
⑤人材育成支援（若者の技術の向上）	国内外での活躍を目指す若者が，コンテストや講習会への参加等により，自身の技術向上を図る取組を行うために直接必要な経費で別表3に掲げるもの。	助成対象経費の3分の2以内の額（千円未満の端数は切捨て）で，50万円を上限とする。	個人
⑥人材育成支援（指導者の指導力等の向上）	文化芸術活動を支える指導者やスタッフが，講習会への参加等により，自身のスキルアップを図るための取組を行うために直接必要な経費で別表3に掲げるもの。	助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切捨て）で，10万円を上限とする。	団体及び個人

別表 2 (第 3 条関係)

経費区分	経 費 の 内 容
報 償 費	講師等謝金等
旅 費	交通費, 宿泊費等
需 用 費	印刷費, 消耗品費等
役 務 費	通信費, 運搬費, 広告宣伝費等
使用料及 び賃借料	会場使用料, 音響費, 照明費, 会場付帯設備費 器具使用料, 撮影機材賃借料 等
賃 金	アルバイト整理員等賃金
委 託 料	撮影, 映像編集, 配信等に係る委託費
そ の 他	その他知事が特に必要と認める経費

別表 3 (第 3 条関係)

経費区分	経 費 の 内 容
研 修 費	参加料, 受講料等
報 償 費	講師等謝金等
旅 費	交通費, 宿泊費等
需 用 費	材料費, 消耗品費等
役 務 費	通信費, 運搬費等
使用料及 び賃借料	会場使用料, 器具使用料等
そ の 他	その他知事が特に必要と認める経費